

る。

漢字について、

現行の漢字に置換可能なものは、

般的な

四 冊

「巻第二之下」を翻刻する。

翻刻に際して、

以下の方針をとる。

本稿では、

『平家物語評判秘伝抄』の第三冊

「巻第二之上」及び第

1.

底本の表記を、

ふりがなを含めて、

現行の仮名、漢字に改め

〈翻刻〉 『平家物語評判秘伝抄』 (2)

小井土 守敏'・楠瀬 由夏'・・小川 あかり'

大妻女子大学文学部日本文学科・二大妻女子大学大学院人間文化研究科言語文化学専攻日本文学専修

キーワード:平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

刻紹介を行う。 『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究No.32、二〇二三) 『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、 研究の実態を知るうえで重要な作品でありながら、 『平家物語評判秘伝抄』 二十四冊のうち、 研究、 ひいては、 現在本作品に簡便に接することができるテクストがない。 第三冊 近世期における "注釈" 「巻第二之上」 の続編である。 及び第四冊 の研究に資するものである。 『平家物語評判秘伝抄』 「巻第二之下」を翻刻紹介する。 は、 江戸時代における 本稿では、 本稿は、 その本文の翻 『平家物 「翻 刻

はじめに

「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究№32、二架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、

○二二)の「略解題」を参照されたい(□)。

漢字に置き換えている。

に読み替えている。 ているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」や「。」2. 底本には、現在の句読点にあたる印(小さなマル)が付され

せの縦棒)が付されているが、これを省略する。3.底本には、熟語の間に音読符(中央に縦棒)や訓読符(左寄

用しない。4.底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採4.

本に倣ったが、配字配行までは底本のままではない。5.行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底

白



評

6 ウ 0 あ 場合もあるが、 る。 エ ブ上で公開されている画 変 わ り 0 冊によっては、 表 示 そのままとする。 は、 底 本の 特に目 像デー 柱に摺ら タとの照合に利するため 録につい れた丁数を用 て、 丁表示が空白 てい . る。 で

 \mathcal{O} を参照する。 日 底 本古典籍総合目 本が虫損等により 録 データベースに公開されている同 判 読困難である場 合、 玉 |文学研 究資 版 0) 料 画 館

Ξ 刻

平家物語評判秘伝 目

座主流

行阿闍梨

西光被 が斬

教訓

乞請

教訓

目 · 録 ウ) 録才)

目

平家物語 評判秘伝

主流

せられ、 Ш によって、 加 門の 賀ノ国に、 奉つて、 大衆御輿をふり下し奉りけるによつて、この 重科になっては 大衆を 座主の御坊 座 主を辞し申されける事 行るべしと聞えければ、 語たら ひ、 領な 訴 有。 詔さ をい 国司 たされけれども、 師も 高是を停 天台座 廃 主明雲大僧正印鑰を 元するの 時の 裁許なかりし 間、 張 本を召よ 其 宿は 故 意い

旦 0 0 ねの俗人などの上にお 1 ては、 此 事 訴者 詔さ 有 事、 非の 道

<u>二</u>ウ

給

教大師に

流布し、なれての経説な 其身の この 人ま 王国司 と云べ たる人をば、 ぞ誠の仏法を心得 欲をとらん事をむねとなせり。 も の 也。 禄をたくはふる物にあらず。 有身也。 然ばたとひ見性 すでに大僧正 は、 たとへ一句 る事有べからず。 ぬる時は、 おしとゞめけるとて、 座主は、 かゝる事にあふては、上に れにして、 Ō からず。 き事にあらず。 方より付置給 かんぞ誠の導師となすべけんや。 然に此僧正、 弥勒の出世にひとしかるべけ 然に悪王の時には、 然ども法師供養の為に地領なとをつけ給事は、 ŧ, かなひぬる者をもつて、 金銀も地 一字をしらずといふとも、 天台宗門の · 埋 れ 能仏法しやとなして、 までのぼり給上は、 みな仏の本意に心得知て、 邪法大きにさかんなるが故に、 其位は釈迦如来にひとしく、 大悟の徳なしと云とも、 たとひ 然に末世の て、 (二才) べけんや。 領 領地也。 大きに この御坊領を、 沙門のうへ(一 終にむなしくなれ 仏 ₽ — 棟梁にして、 者仏道だに正しく守、 切の宝 沙門 仏者は、 是を召あげらる」と云とも、 憤 この心わづかにもあらば、 これは其時の 訴 天下の沙門の上官と成給へり。 て、 <u>(</u>) 申 其内に備り有て、 仏道の棟梁となす時 大寺伽藍の住寺となし来れ、。故に末世には経論のみを 事、 法 華 ゖ 本性をさとりて其本性に、 オ 仏法の商人となり、 れ 師高といふ無道人、 かゝる天下の乱逆を 正法眼蔵の ັກູ 共 仏 夫仏法は、 理 は 日 の大導師に 成とも、 道の 衣服は伝 帝 善人にてわたらせ 未世に至ては其道悟 とも云べし。 故に末世の仏者を見 中一 たとひ見 0) 本意二度天下に 仏意にさへ達 血けっ 無 学 < 時 脈を 更に不足 本来所 領 樹下 備な 以は、 是時 をば相続 り、 Ö 性 のみを覚 さの 愚さい たゞ とおこし 無法に 然ども 0 11 領に 其位 宿 人 仏 カコ \mathcal{O} あ 利 4 玉 L \mathcal{O} 師 W



凡夫とひとしくして、 るゝ ひ讒 学なび まさり、 ひとし をば、 者正 給て、 上より 綾羅な 義をかすめ、 今爰に 臆病 病 病 病 病 して非道に、 法をしらざる証 た 記 総 給 故にかやう 錦丸 少も 綉を身にまとふとい しるすに及ず。 (三 オ) カゝ 恐 ŋ さ はからぬ訴認公事をなせり。うの事に逢ては、其道にまど 罪なき身を罪におとされ、 憚 その官職 せ給 第一のも 事なく、 法 拠明ならず 華ゖ 事 然に僧 一経には、 拙な をとゞめらるゝ時は し。 のとて、 其道を守 て其心を変ずべ へども、 正 武ぶ 勧は 士などにて だちがばこの四 持ち 大きに 嫌 院の にまどひて、 品或は 心は 御 死罪遠 是文字をで 機嫌あ 遺 無智の 事也。 は、 理 教経などに 其官 は 過嶋に行 か 世 大 、ゝる エを返 から きに たと \mathcal{O} 間 俗さ 如 来 4 \mathcal{O} 人

りこの するみち、 此 其 宗旨 官をかへされける事、 すと云とも、 、事をなげ 僧正 の領 ゆ に末代 終に 諫 却分 分にして、 て其 を É は 用 0 向なきにしもあらず。 其名をけがし、 其人の不義にあらず。 名もたかく、 給 三ウ 沙門、 はざる時は、 王道より非道に是をかすめらるゝ時、 この 思召て、 **巻と云に足ず。** 所によつて仏道の 其威光も末代まで 最後もよからぬ死をなし 僧正位を辞 帝かど へ _{うっった}へ 然に たとへばこの 然ども己 . 僧 して、 給ふとい 芷 義を守給 この鵜川の寺 領、他 己が方より官職を辞 こが方より官職を辞 こがかたよりこの 明 寺 なるべ を出給ふとい へども、 給 明雲僧 し。 り。 王 法 ょ 正

思召 法 皇 れ け る事 光法 師 が讒言によつ 座主を重科に おこなはるべ

す

て、 訴 評 詔 をきく 0 是明 理非をたゞ 事 王 偏分に あらざる故 心 四 其実否を _ オ 也。 得 ベ かんとな 決 から き ず。 事 れ 也。 両 ば 様 凡影 然にこの 0 上がたと 心と 詞 西光法 て、 に によっ 下 \mathcal{O}

湯

あび

髪あらふうち

ŧ

民な

0)

訴

きた

れ

ば、

湯

かたびら

を

ふかだました 籠獄の き時は、 め置、 多し 誤まり 世に 奉行 御師 おは を聞 と云 f 事じあ 給 行 下 召さるゝ て、 びの ŧ \mathcal{O} 0 の心悪き故にあらず。 の訴詔をきくべきも 是を籠獄に入置べし。 を聞出見出さんとの 下の 悪をなすも 人の 也。 其 \mathcal{O} しまさご 召 ŧ て、 至 正 世の むね せんさくにかゝはり、 有べ 君にさ ば世の れ 0 き 其時の 奉行の 時 心中 たづらに籠獄のうちにてむなしくころ て、 は、 苦 故 かずあまたとなる事は、 きも 末になるほど、 かる人を佞 也。 多かるべ る 次 座さ 制法 正 五 制法をうけぬるほどの人民は、 のあ 四 出 心 \mathcal{O} 0 故 故に上古明 主 しくこ 故にこの二つをもつて、 ウ 也。 一の僻事にのいるが ウ 也。 あやまり いとまなきまゝ 仕 弥 れば、 !をなさず、 故に能 食 のは、 人の 又この 利 0 妄になり、 み思ふが 世に刑人すくなく、 をなすうちにも、 欲ふかくして、 座さ しかれば日 君の 其上過人をせんさくするに、 よし 也。 讒言を誠 かゝる道をうしなふ事安かるべ 主す 多 み沙汰 々其人を 尋常のものゝ の 座 されば なき者に至るまで、 0) 主 時 益て , 故に、 ユは、 に、 ŧ 0) 過人有時には、 かみの心中まがる のト は 奉行人は、 となされ、 せらる事、 況 々に刑人かさなり、 糺 よしなき者を久しく 国郡公 敵き とがなきものをも科におと 慈悲なく、 べし。 度法皇の 其奉行人の 対な 苦 私 世 成 0 0 訴詔 制法を出れ 中 へき事 ŧ 苦 世上に刑・ \mathcal{O} 遊 節さ 是 \mathcal{O} 少 法是 運興に 其事に 也。 礼 主ににくみを 御 多くして上 万民の (五 オ) き時 済に 難義に及事 (T) 善悪をたづ 心 が故 日とい を心に 「され あらず。 の明 日 中 其 其科 「を送る -かだま しも受戒 世の 付、 敵き 人多して 也。 嘆き 主に 故に V て、 0 、まし 其奉 全^{まっ}たく 下 申 カコ ね 其 万点思 末 0 \mathcal{O} 処



帯をし 然ば 其申 に 人の讒言を 悟 ベ 又訴状をみて、 をくらさんや。 詞と 辱に非すや。 をのみきく 訴 末世と云とも、 処 なからしめんと云 の事、 めながらも 文章の 其奉行人の 弁舌にてくらまさんと欲ると云とも、 給はずし 古人曰、 時 其詞のみによつて、 悪き者は負べ 次には 出 其世長久にして目出度かるべし。 弁舌よき者は 割ったっ て、 訴 其事をきゝたり。 (六オ) を 聞 をきく事我猶人のごとし。 却 て理を非になし 事、 心中を正して、 故に其 勝、 其事を決せば、 其 詔 へんぜつ 訴 いかんぞ 私 るものゝ心をきか 者の 給ふ事、 この 悪き者は負べし。 心根をきくな 文点 事を決し 理 章の 然に法 されども の遊 是末代の 非明に いよきも 頭質ない時は 給合。 皇 世 恥ゕ小

明雲僧 王 天台の座主にならせ給事 座主を辞し申されけるに 付て、 鳥羽院のねん \mathcal{O} 七 0 宮、 覚な 快点 法

ける事

往っ の らず ますとも、 座主とならせ給へばとて、 る事、 代 正 此 をおしおろさせ給事、 師と成給人を、 Þ を、 \exists 0 訴詔 長 弥 是天台の宗門、 方と申 是仏法を軽 寺 かくまで 上に 仏法すてに信敬なきゆへには、 な 領なる 青 を召あげら せし 給はざる事 訴 蓮ん 院 べき事也。 むなしくすてさせ給事、 じ捨給が故也。 0 おろさせ給ふ事をなげき給ひ 僧正 仏道の 根本は 俗さ れ 人にてわたら 一行玄は、 給 (七オ) 何の本懐と云 ひ、 たとひ覚快こそ、 Ē (六 ウ) 理をとな 剰きなっ 未代の 其上一 覚快の御師 上一度は、法皇の受戒受経 神興に向ても弓矢を射かけ: 王道の せ給ひ 皮だびは、 今覚 快 恥ぉ べけんや。 是仏法を信 失於 辱 非道より、 け 匠なれ にあらずや八条 が 御位 れども、 無学小智に 故 て、 也。 心有仏弟子に ば、 をつがせ給ひ、 敬さ 法 先座 皇 無 この おこりて、 験を 明 お 主 諫は 雲僧 時 は に 0 \mathcal{O} は 中 あ \mathcal{O} 位

> 陰陽のかみ安部泰親と云ものをんやう つき給 神池 俗名を付などし給ふ事 と思召時は、 主いかりによつて卒尓の刑罰を用 させ給ひ いれさせたまふ事をば、 をも 一紙も 事 こそ心得ね。 用 ける事、 (七ウ) させ給はずして、 流罪にしよせらるゝまでなるべ 是をなげかせ給はさるへけんや。 末代まで是を非 上には は、 後代までも人是を讃たり。 申けるは 日月 仏法をやぶり給ふ物な 明雲を 0 道となせり。 給事なか 光をならべ、 剰 かほどの 還俗せさせ れ し。 喩され 下に 智も 者 還は ば座主をにくし れ 奉り、 ば、 然に は 俗 0 雲有 明が せ 雲と こう 如何ぞ天 後代 しめ 俗 名を付 院こ 名を 給ひ 難じ 0 0

天地 ふ所の 評 かにも貧賤なるもの おさなきものにも、 け む によき文字を付てよしといはゝ、 を て死するもの 職具 名の文字をの に置雲を下に置 れども、 か 人の善心善 Ħ 謹 をつとむべからず。 0 し釈迦の ざる事なか 七 泰親 、 定法、 善悪にあり。 11 有。 迦ゕ事 4 かにも一生のあい が 日 ~の字と達磨の達の字を取て、迦達と付い(八才) 悪心悪行によつて吉凶あるべ 申 月 專 れ。 又は福太郎富右衛門などゝ名付もの有ども、 処一 は と申事、 (八 ウ) 世に 上に 古に 仙千代万歳などゝ名付るもの 必 分のことは されども名の字によつて、 より 人間のよしあ · 多。 有、 なせり。 商き さの 陰陽 人職 雲は 故に末代の人、 みくるし た大愚人成けるため 師じ 下に有こそ、 りあるに さればこの 人も、 法儒道も学文も おほくはか かるべ 名をの 貧福は、 仮に 迦達と付え 明雲の た 名字をたの 'n 天 からす。 やうの事をとつて 地 あ 吉凶ける たゞ人のをこな 専った 然とも れ L 0 いら 字、 共、 し。 有べ として、 定 有。 たるも そうじて みて ず。 理なるべ されば 又世 からず 日月を 幼少 人の É 其 名な 11 有 \mathcal{O}

諫き



経

も及べ

からず。

0

経

をよみたり

迷

の中に、 明雲僧 て、 師 ならひ也と、 その箱をなる 大道 徳の人なりとも、 け .あらざる事を了して、 人なれ それより 未来の の 正、 開 惣名 又この字をか ば、 座 て見給ふに、 ひえい山中堂の宝蔵をひらかれけるに、 本書に有事 尺の箱有。 おくをば見給はずして、 主の名を兼てしるし置れたり。 な 定而 れば、 す 分の でにこの時天台の顕密兼覚にして、 してみる時 白き布にてつゝ かんぞ悪きと云べけんや。 黄色の紙に書ける文一巻有。 末代に 心得もおはすべ かゝる道を開悟有べし。 は、 本のごとく巻かへしをかるゝ まれたり。 文の 我名の 故に泰親が たとひ此座主不たとひ此座主不 カコ 種々 有処まで見給ひ これは伝教大一生不犯の座主、 の重宝ども (九オ) 申 分 正 道

事じ

切 評

カゝ

澄憲法 れに次第人 にも、 それはしらかみにて有を、 道 ん者は、 ベ 世に座主と成べきものゝ名を 我等不肖の凡夫なれば、 からず。 その 0 'n 我名の 血. をもつてさとり給 是大きにあやしき事也。 脈炎志 この名を次第に付へきとの遺戒成べ 座 たゞ かやうの事 の切なる事を感じて、 主 かしながら、 相 \mathcal{O} <u>に</u>承を、 処 名 な ぎ り 法 まで見給て、 残を 我々の 師の 法印にさつけられける事 は、 惜 名をあまた書付給ひて、 我等のおよぶ処に非 名を書付て置事にて有べし。 争 給ひ、 座 実すくなき道也。 仏菩薩の智見に及ぶ 鑑 されども仏法に不思議の 主となる人は、 けれより 栗津の浦さ 然ども仏法には、 給ひて、 来 独 おくは見給はずとあれ 心中に まてをくら しるしをかれたるには有 ず。 巻物をひらいて、 大師 末世に座主となら 秘 深甚の 故 若しからずは あ け せ に 5 せ給ひけ ながちに、 されば \Box れ (十才) 伝 威ぃ 有べ され カッカき れ ば 本 有。 そ ば、 末

与たる の題 には、 悟され らず。 袓、 うしなふと見えたり。 是を仏法の真実と心得、 みな仏法結縁の為に、 Ļ とくなる事、 乗の法たり。 かつたへんや。 みせしめて成仏せしめ 心伝心のおとろへ来る事をなげき、 をつたふるしるしにして、 をよみたる(十一ウ) おもふとみえたり。 したればとて、 なし。 \exists をひらくべし。 るものなしとみえたり。 みなこの心を伝 衆生をさい 或おしへにまか されども 目 にはし 人の心かたふき安く、 合箱のふたをあけ しかれば是をいかんぞ得道正 故に頭陀の迦葉、 釈 全於 其一 かじとい 仏法に極意の伝受有と云ば、 尊大法輪 どし給ひけれども、 仏 若つたふる物あ 偏と云事をしらざれば、 .法の極意をさとらしむる事かなふべ 如何ぞ五日七日湯水のこりをかきて、 されば末世は仏の道もおとろへ来、 来の法にあらず。 せ、 来れ よりも、 給へり。 へば、 を b° 部ぶ この伝受さへすれば、 仏説にしたがつて、 転んじ の先徳、 (十一才) て是をみせて、 0 其身即涅槃妙心を得たり。 花と(十ウ)拈じて微笑す。 又 喩た 只心をもつて心をつたへて、 悟得道は上代の法也。 経 人々安きに心かたふき、 給ひ、 故に二十八祖に当て、 いらば、 誠に如 一へんの名号に利益ふかしと云 にまさる一偏 万 部 » なし給ふといへども、 伝道の時に至ては、 直に人の心をさして、 覚と云べけんや。 仏法は人々大菩提の心をおこ 是言句文字、 来の (万人の仏子をもうけ これみな本来正法に 万べ 正 勧苦修行して、 の名号なきにも 法ならば、 安々と仏になると んとなふるとも、 又は威儀なる 得道するがご 達磨大師、 末世には み 是皆有 け 其 全** 更に他たり 是即心 精 な真 んや。 なに 部炎 本性を 進をな 0 自心 相き ŧ 経さ あ 印ねの \mathcal{O}

べ



んぞ悟 戒、三塗の地獄、 或 三宝かい ちごく あるいは ほう心の所変は三千の依生有。 印 なるとて、 法を悟 世尊は迦葉に金襴のけさを伝、 さとら て大事をつたふるといはゞ、 ひ有とい 7 中にかくすつたへあらんや。 さとらずして、 可とせり。 ならず。 0 しむるの タの内の. を争 知事かたし。 Ď 逆の二つはみな凡夫の 心 自^じなれば、 他 覚 志 (十三才) 一心もなし。 信 の道のつたふる事あらんや。 人をもつて によつて、六祖に至て是を隠し給 実 つたへにはあらず。 有無にひとし(十二オ) ば、 へども、 覚の 然とも是も法をさとりたるしるしに伝 有によつて、 心よきがごとしといへり。 末の世に至るほど、 万法本来一 所に 自心自得にあらずんば 只是を伝て祖師とならん事をおも 偏 き事をもさづけざるは、 畢竟 寛 づれを是とし、 或 三宝三身の如来とて、 名号に (十二ウ) 眼な を付て見よ。 是 心也。 仏道にも 如 其信実につたふるとい 也。 おとるべ 一心みだれて三毒となり、 心の所変也。 是 順 (Liph 然に栗津までをくられけるとて、 殊に一心三観の法ならば、 唐を 祖師となし来れり。 然は座主の 其後より的なできり の六祖恵能大師までは、 かんぞ一心三観に 人の気情 わだか 故にこの段にお 伝 業に 1 づ し。 るもの一向なきにはあらず。 悟は自心自得すべし。 一心の外に万法なく、 にして依怙也。 観法にはあらず。 れ 其上座 是又逆 を非とすべ 故に仏 故心、 〜 り。 心 日本相伝 さまゲーに異なるたが 本意にあ 主 はら、 法、 業にしてゑこ也 それより以来は、 ならば、人より受 然にいかんぞ心 ~ り。 きり、 我にしたしきと て、 習事のあら て、 け 即三、三即 我におろそか 如 是を法 法をさとら んや。 来 其 理 是を伝 されば一 の 故に人々 法道をば 0 古人曰、 万法 法 内 但於 の印が 印 証も な 浄 法 0 る事

威光うつりば、威を神る けるは、 と見えたり。 て、 る童 きが 道^{だっ}の 必其身の 良りやき 仏神の くして、 すゝまざる衆徒をかたふけけると云り。 を知て、 陰陽山伏のよりひめつくる真似をなやう。 ぎし 文の法師たるべし。 有と云事をきゝては、 11 しらしめ 伝 策 \exists へども、 将、 ゅ 威を神にかると云事、 神 人にて 0 仏法にあらず。 威光まで 力仏力の己にうつるべ へに是を略す。 かゝる謀を用たる事をきゝては、 道 仏神をもつて己が威光をもとめんと欲すと云とも、 彼童をすかし、 門 衆徒の心を引みんが為、 禍 んが為に、 鶴丸と云て、 有事を の衆徒先座主を がたし。 かゝる 策 なきが となるべ 仁義をたすくる心得にあらずんば、 失事 悟 故に、 給 謀 然に末世の人、この道理をしらず。 但この段易行念仏無智の 故に両人ながら悟道 口伝有。 (十四ウ) 有と云り。 は尋常の才にてもちゐがたし。 才覚弁舌達し、 是其文字言句 山王の乗うつらせ給ふといは 策 故にこの所に 奪ばれ あゝかなしひかな。 其仮給ふべき人、 をもちゐんと思ふ 取 き所の など、 有べし。 奉らんとて、 無動寺の乗円律年をある。とうに、ぜうゑんりついます。 度 威 に兵道の 万ものまねの上 鏡溢 されば Þ 儀 神仏をたぶら 0 故に能々この所に心を付 有。 法師 0 + 智徳なき時 先山 功 4 伝説 是を 末世の 智謀 で徳あ 应 人有。 にあらず。 (十三ウ) 権謀 **オ** 師し法 有。 王 0 八万四千有と 威 明 らかすと はせて、 を用たり なしける事 手っ 召 其身智徳な 如 0) 神 信力をはげ 何と ,成も カュ は 高 0 託さ 只 是 字 じ き事を に か を奉り 古 思る な る 神 心 S 0 て 7 有 け \mathcal{O}

0 衆 徒 あ は づまで おひ カ け 奉 り、 主をう ば 11 たてま 0 ŋ け

得悟し

給



ひとり 然に 只我山 道にまれ に思案なさゞり 代の名言、 照覧し給ふらん、 そかならず。 るべ 評 本意となすべ かきすゑて、 け ん事、 どに入しよりこつかた、 にて衆徒にあはせ給ひ、 をやぶる罪 によつて流されさせ給人を、 (十六ウ) れと宣 し。 実や世語にも、 Щ 詞 ~と是まて 随 門の 正 世 の興隆をの カゝ こ の て心をくらます事 V をも人をも神をも仏をも、 Ź をはねらる」と云とも、 などかほどに思ふならば、 衆徒、この づ ね申さ (十六才) 僉議しけるは、 せんぎ れども、 衆徒をはごくむ 沙門の道をたゞして、 是流石に座主と申べき人の金言たるべし。 れ けるぞや。 訪 も 血。 却 身に み思 言にしくへからす。 ん事、 而山門の僻事となれり。 たとひこの 来給ふ、 理 からさる時は、 誤書 へり 勅 座 もかうず 0 広く円宗の教法を学して、 勘を蒙 われ三台槐門 勇に 主 如 なくして、 なかれ。 故に始め をうばひとり 何有べ (十四ウ) 衆徒の芳志こそ生々 抑 我等粟津に行 私としてうはひとり奉る事、 L 事に 志 て、 れ らせ給ひ、 も深かりければ、 終戒浄坊の ば非にか きなどゝ申事、 是今 ょ 其ときをまつべ 心くらむ うらみ奉るかたなし、 無実の罪によ つて禁獄流 又は国家を祈奉る事もおろ 必末代に至て其名を穢 菛 以前に粟津 故に末代の人、 の家を出て、 奉り、 0 生 の面目冥 されども座主、 へるとは、 遠流せら 十五 時は必、 阿闍梨祐 向 大講堂の庭に 世々報 罪に オ 冥 へまいらざる時 中 つて遠流せられ は、 し。 顕密両宗を学、まなび 四明幽渓のまも座主、あはづ 途ど 々おろかと云 れ給ふ人を、 両 座主をばうば 難にあ 詞 本意に 及 かゝる 慶が 所山 0 然に L 弥 思出 正しから 尽がた かうべ 誠には 是王法 人の 時の 申 上 動き 一分を ひ、 定て 御 べ 事 あ し。 興こ 勘かん 非

> 至てはほとけ て、 しと 申 濁 け 乱の衆生を教化すべ 悪み給 是真実仏 ふべ か 5 0 ず。 本 意に 故 あらずとい 沙門 ども、 0 道 を心 \mathcal{O} 時 得

べ

行阿闍梨

む

玄宗 さはあとかたもなき事なりしかとも、 はす道也。 とて御幸道、 とも、 ながされさせ給ふ。 なす 事 給ふべし。 おは 評 カ 行ぃ 座 にもおなじ畳に居ず。 てしらまざれと云り。 ふ所也。 んたりの一 也。 俗 品 する事多し。 日 0 事なか 然ども玄宗皇帝、 七ウ) 后き しまさば、 に 十八 それ沙門 Ħ 兵人の行迹、 かの一行は重科の人なればとて、 然に末世には、 楊貴妃に名を立給へり。 で 行 な る オ 事世に露顕して、 たとひこの僧、 事なか 行阿闍梨は、 幽ら V [地道とて雑人のみち、 とり屏するところにて、 此難には相給ふべからず。 ぁは、 によら 大乗と云とも、 れ。 正しからざる時 女人と同座せず。 件の国へは 故に是非政の ず。 聖明の 然にこのあじやりも、 又曰、 手づたへに物をとらず。 それは 玄げん宗 この 心にくもり さし 智有 皇は 女の為に法を説時は、 誤 此事をば 小乗の法なりとい 帝な の法とすべ (十七才) 三つの をくに所 人ならば、 0) 大国も小 有と云とも、 御持ち は 暗穴道とて重 其うたがひによつて、 なけ 女人の ゆるし 棟の家内に臥さず。 僧にて 必 暗穴道へなが ħ なき 三旦の たとひ心中清 国 し。 ばとて、 事 ミ の かく ため 給は この 時 是仏のい 穏便 お ひて、 道あ 実否をよく 難 のごとくの 科は は ず。 のも を受る事有 歯は \mathcal{O} 故に 0 ほ 沙汰有 ŋ 楊貴妃とも をあら П ま 法華安楽 うをとく しける事 「のさか 後世 明也と云 ま 0 違 輪りん 果なな ける を L カゝ 心 は 地ち 正 0 道 国 ŋ カュ

知りに



西光被い斬

新大納1 獄して、 り忠を成、 ば、 時 評日、 を尽して、 又武将のふるまひにあらず。 西光法師にあひ給ひて、 所 る に、 オ 8 Ð 只この所にては、 軍の法令をしめしあはせ、 世、 は、 らるゝ のゝ実否をも証明せずして、 いかにもひそかにして、 言成親、 間士を入て置、 のまい 是又よろしからず。 この段以前鹿谷の句にて評するによつて爰にいばいばいる。 其上にて、 清盛才徳有人ならば、 かなる 長久なるへきに、 2聞ほどの者もその理をかんじて、 次にみかたの軍兵を揃、 是兵法の本意にあらず。 謀叛人有て、 張 終この事もれきこえ、 ないをとらせ、 平家ほろぼすべき企 是不覚の至りとすべし。 本を召とるべき事也。 (十九ウ) をめぐらされば、 事 清盛の振舞を判する物也。 カコ 日 の是非を正して、 有べき。 々の有様をきかしむる時は、 平家ほろぼすべき 事をたづねとはるゝ時は、 様 しかる思慮もなく、 次に西光法師をめしとられけるに、 Þ かたらひ給ひけるに、 是ほどに 先其張本をからめとり、 の悪口有て、 譬 弥 いかにもしらざる体に 饗 あはて、 西光をからめとると云とも、 日来の 天下の武威を長じ、 敵、 次に安部資成をもつて、 不慮の事あらん時 のために、 若敵の方よりも、 道 敵兼てよりたばかる事なら 驚 さはぐべからず。 弥 |理を 尽 て是を罰 企ったって ふためきて軍兵を、 企 は た て 面 弥 気をうしなつて、 この事 返 忠の者有と そのかへり忠をなす 徒 有よしを申させける をふまれける事、 多田蔵人行綱に、 西光をにくみ、 になる 却 て大事とな の約束を定而 上下 詳 [光却] 清盛の・ 暫 平家に ならず。 せらるゝ -の心を 是を禁 院 の内 に (十九 平氏 あつ 平家 の御 さ カュ

多田蔵人行綱、一度謀叛にくみして、た くらなど つな むほん がたし。故に後世の人、徳をもつて れ。 評日、 るす事 て 死 このところによつて、 たるべし。 忠をなしけるが故に、 なりとして、 この事もらし給ふなと申ければ、 かたらひまいら もろこしに田光先生と云もの有。 をさかれ筋をぬかるゝと云とも、 し給へ。 に得れば祈に所なしといへり。 えたり。 ぶがごとくに行 たとひ又返忠をなすと云とも、 かたらはれけるに、 にしたし へに今 <u>-</u>+ き 給ふべき たとひ此事非道なりと云とも、 しけるためし有。 跂 有べけ かやうの者をこそ、 (二十才) 更よしなしごとゝなれり。 オ 有ながら、 手を出さずして罰する道にあらざれば、 む しかれどもこの事、 但この事にことよせ、 れども、 忠をなしける事、 其名世に浄 謀 せ べきもの也。 故に一 にて、 むと申ける時、 山門を責給ふべきとの思召立は、 我は年よりぬ 却て其身の悪名を得たり。 是は其身 始に評する天台の仏子、 故にこの 人 罰っ 徳をもつて人に勝事を 良将の大謀を悟りやう 人の皮を着たる畜生と (二十ウ) して万人恐、 兼ての謀ども本意にあらず。 然に行綱、 次に法皇、このたび平家をほろぼ 一人の 人をばもろこし 天下万人の為となるべき時 このゆへに西光終に害せら いかんぞ武 平家亡 されんとの 自頭 荊がば、 其約束を変ずべからず。 荊荷といふもの 又平家に 返 忠をなしける事 一度其事に与しぬる上 利 を、 を かるひがたし、 田光が心をうたがつて、 門の 給 すもゝの木にうちつけ 食質 度 人賞して万人よろこ ~ · 故に源の頼朝、 専 の約を変じて、 心となすべ 我 又 欲道によつて 故に大事を計 古人曰、 沙門の罰と 朝にても、 とし給 きゃっちる 是法皇御不覚 策 所有事を察 謀む よき人を 叛ん 有とも見 このゆ けん され 罪を天 の道 いれたり には 平家 胸ね 申



難義の古 やうの るは、 或は 大事 たかぶり るべ えらひ、 至て 世 もかくさゞるときは、 有ものとしるべし。 或は地頭代官等に成 れども、 を悟て是を用よとい と義者と忠者と信者と勇者と謀者と、 て、 し。 仍 その は、 つはもの 事を取 言 心得なくして大事を沙汰する時は、 十二 ウ) 切 組 教訓 其 者 其者を高官にすべき事有て 位をすゝ 徳人組する時 先我、 有者と知べし。 の始終是非得失をたつねとふに、 奢 いづれも 詞を発するに及ては、 せざる時は、 人をとをざけて其 事なく、 和かたくし 行 心 兵を用る人、 中に、 用 せみるに、 の驕に を用るに種々の人情多し。 神妙の道なれ る時は、 或は近く召つかふに、 下を へ り。 (二十二才) 信有も 天下 其事用る事なく、 其上上古より兵道の秘伝に、 費さず、 憐 先其者を富貴にすべき事有て大禄 扨それ一一の諸将に(二十一ウ) 0 少も 趣 百 この道を悟、)始終を察し のと知べし。 礼義ふかくは、 度 は、 時刻を移さず をしめ ぬれども、 戦 苦 人を 小人を恐 لح 気色なきは、 此六つの者を察して、 し合すべし。 云とも、 は 大きなれる 其 必もれ安き物也。 万事を任 尋まかせたづね 次言に 人の 前 或はちかくめ 德 少も 施 後の利害をよく云分 人を近付てその 義有ものと知べ むれども、 されば太 て爰にしるさず。 天必是に与す 止事なきの一 謀 私 なき時 に其 勇有と知 尋みるに、 若其徳人、 にしたがふ 仁有者とし 公日、 謀 しつ その 相 故に 兀 べし。 は、 二字に L_o を与 べし。 其心 もの 相 日 少 ひ 忠 カ \mathcal{O} 其

 \mathcal{O}

知ぉ瀬朮清 せらるゝ 尾の 盛 太郎 大納 申 付 言 成 あ 親か \mathcal{O} 大 逢ぁ 納 言を庭 あ ま に引おろし、 ŋ 腹は をす ゑ 取 カ てふせ ね 喚 難なん 要せよと下 難波の次郎、 波ば

入道しきり

ĺ

怒て申され

け

れば、

難波瀬尾

両

0

Ł

0

į,

力だ

およ

<

賤やまが 貞観政でラぐはんせい 者怖 しょ。 こそい 高くす 人を 宣ふ時に、 時は、 旦んのいい らはし、 悪をなすもの誠に にも罰すべ むる事にあらず。 庭上に引おろして可責する事、 れば入道殿、 はします、 (二十三才) き事なし。 恐、 大事是に過たる事なし。 の官位にの Ħ 恐る気ざし 従 政 無功 . 〜 と、 清盛、 さればこの成親を、 怒をおこして、 要 共、 成親の 八府が め 0 はざ Ħ 、き道也。 恩を知をもつて人とし、 る威光を 悟べ 小 ものは自退 0 をもしらずして、 が身にか 瀬尾、 老婆などっ 宣ふ事、 松 是は平家を亡すべき事をたくまれけれ ぼ 成 人心中に曽て恐ず。 れども人よく 玉 殿 非道を天下にしらしむる心得有て、 り、 殺親に)有べ 家の大事は只、 成親恩をしらざる畜生の類ならば、 気嫌を 恐ゆへに、 難波に申 けんや。 いかんぞ天下をみだすべき大敵 殊更法皇の へて申乞、 あ 是尤 S 其怒によつて罰を行べき哉。 の、 き、 ではばかっ 給ふ し。 理は 故に平 かやうに責たればとて、 従 罰、 嫉妬の 時、 付られて、 荒き罰をあてをこな て、 此 至極 当家 賞罰を 道有 御気色めでたくおはします人を 命たすか 故に非道の罰には 是大政大臣など云べき人の成さし 其罪に(二十四 賞と罰とに 故に後世の 左右なくよらざりけるにても (二十三ウ) せり。 心によっ 恩をしらざるをも 事を悟給 辺泊 軽 は べき この り 平 然ども成親 行 -治にも 給ひしに、 跂ゼ 人主、 てあたをなす 人引おろし 家の理を天下にあ からずと云り。 オ は、 賞、 Ŭ, 誅き 人必恐べ この 怒 ば、 如何ぞ天下の せら などに向 あたる時 かやうの 何 つて畜 其恩の さのみ悪 すでに ずして人よ 道にかなふ の意根や 怒 これ 人を せ れ て からず。 めよと 給 詞 天下 生 事 て、 ほ Š さ カュ ぉ شل

評



所

かせ給へと申ければ、 成親を取て 引ふせて、(二十四ウ) 彼大納言、 二声三声 りやうの おめかれける みゝに口をあて、

礼との ず。 評曰、 オ は、 に れ 元来非礼の事なれば、 其理なきにしもあらず。 をあてゝ 只勇義なき故によつておめかれたる人也。 も其命を助るべき道有。 敵をかくのごとくにせん事を思ふ心得あらば、 理をさとらずと云共、 ベ 死をいそぐへき者也。 にまがれる謀をおこせし罪有。 成親義を守 実を存時 (二十五ウ) は、 誤 大道 このたび声を出して其難を避、 てこの事を修行し給 然どもこの成親は、 と知べ たとひ 人の性元来天性たり。 少き端有に似たり。 是又最後に見 然は骨をきざむと云とも、 然時はさのみ最後みくるしき事有べからす。 の学文、 おめ は、 人ならば、 難じけるは、 瀬尾難波両人のもの、 かせ給へと申 切 故に他人の のなす事みなもつていさぎよかるべし。 苦 事有べからず。 (二十五才) 文字書巻にあらず。 さのみ進でなすべき事にあらず。 故に人としては、 いかんぞこの時声を出すべけんや。 然ども是不忠とは心得がたし。 されは越王は敵の尿をさへ嘗たるためしく。 左様の心得有ておめかれたる人にあらず。 瀬尾難波両人の者とも、 けるは、 かれらさやうの理をしるものにあらざ 善悪をみて 故に他人の 故に天我をせむ。 如何ぞ声を出さんやと云て、 末代の家名をけかさじと思ふも いかにも命を 情をもつて声を出せと云とも、 不忠の心に似たりと云り。 然共良 将の心得一にあら は なす非道をば、 第一生死の理をさとり 故に後代の人、 心をめくらし 己 n が いかなる恥を受て 全して、一度又 全 汝等が責にあ 身の徳となす 成親の たとひ生死 この糺明 却て仁と (二十六 心中に 我すで 耳に 只 П 知

良

能つと参て、是ほどの御大事誠に大様げにおはしけるが、 衛府四五人随人二三人召ぐして、州松殿はるかに日たけて、嫡子は 去程に成 ると申ける事 あはれ小松の大臣は、 深親を、 是ほどの御大事に、 (二十六ウ) 又件の 座敷におしこめ 嫡子権 思召はなたじものをとおもは 中門の 権売少将維盛ばかりを車の後にこれのより 軍兵共をば など軍兵をば 口にて車より 参せて、 一人もつれさせ給は 一人もめされざり きび おり給ふ処に、 しく警点 れける処に 固 しけ 乗せ 貞まず it

責るに、 に巨、 評曰、 きは、 守所 七才) とおもふ人世に多し。 と知べきものにあらず。 倒するもの也。 転する事なし。 故に事の始終を明にしるが故に、 ば召つれられざりけると申ける、 給ふによつて、 のは九天の上にうごく。されば小松殿の兵法、 明 の敵 将は門を出ずして天下をしり、 のごとし。 也とし、 多 其攻所をしらしめざる時は、 よく兵を用るものはかくれたる事陰のごとく、 兀 少 則に 一万の 0 安にのみ心ををくによつて、 敵を愚になして、 守ら 兵なれども、 備なる 故によく守ものは、 是其謀によつて、 小人は平生に暗くして、 人其そなへをしらず。是ほどの御大事に、 故に智と愚との異なる事をさとらずして、 所の兵 (二十七ウ) 是たゞ石をいだきて渕に入がごとし。 末世の人々よからぬこせ事を集て、 少 方に一 0 ざる所にむかふが 其こせ事をもつて 輙 11 兀 貞能が心の程愚と云に足らず。 不慮の事有といへども、 カゝ 窓をのぞかずして天道を知べし 万の敵を分て一 敵是をうたがつて守所多し。 九地の下にかくれ、 万づゝ んとなれは、 己が今日の威勢を 不慮の事有時 分べ よく其 備る所に 万と成 兀 故 に、 方を恐て守と 故に良将是を 顕ね 軍 よく責 たる事電 んせり。 向 兵法な 俄に動 俄に頼 軍兵を 備なる き を ŧ) さ

光紫



ろたゞ一方なるべし。 れども三方難 るときは、 もはざる時に向て是を攻。 愚将も爰にいたり、 卵のうち 全 さやうにあらず。 良将 全 此理を知らずんば、 (二十八オ) に打入るがごとし。 我十手をもつて敵の一手をせむ。 所にして、 良将も爰に至るべし。 この時いかんがして、 敵 故に敵は みかた不通の道なる時 兵の変化 其地形 をのみたのまず、 分て十手と成、 知べ 然とも敵を責るの心 からず。 故に兵法、 この故に石をもつて 敵の兵を分べけんや。 は 我は 心を廻し 責べきとこ 只敵の 心の中に 一手とな お 7

成親、 今度も亦かひなき命を 助 させおはしまさば、 年四十にあまり候、 をもつて首をつがれまいらせ、 されける事(二十八ウ) らん片山里にも引籠、 小松殿に逢給ひて、 御恩こそ生々世々にも報し尽がたく候へども、 後世ぼたいのつとめをもいとなみ候はんと申 平治にも既に誅せらるべ 剰まつさへ 正二位の大納言まで経あがつて、 出家入道仕り、 かりしを、 いかな 御恩

にこの成親、 されば世の 故に恩をもつて讐に報ず。 そ 盛に位を越られたるを妬、 るをたぶらかさんとほつす。 善事を顕さんとほつす。 拙 思ひ給ふべけれ 来の厚恩生々世々忘れがたき事を知給ならば、ころ、かうをん 小人かくれ居て悪事をなし、 然に愚人この理を知ず。己が心にたくらべて、 只今小松殿に宣ふ事、 恩をもつて恩となすによつて、 (二十九才) 君子、 この故にあた終につくるとみえたり。 平家を亡さんとはせしや。 却て己が悪事を重るがごとし。 人の心をみる事は、 共、 みな是其恥をかさぬるがごと 君子をみて其悪事をかくして、 賢者は徳をもつて人を愛す。 人に恨出来、 人の腹中をみ などや、 小松殿さこ 明な 其う 宗 故

> て、 り給へ。 せ候べし、 て、 らみによつてあたをなす事有。 か其名を高くし、 是其恥 少 からざるもの也。 ひなき命、 き心は有とい て、 迄君子の名を得たり。 其名高くし、 は恩をもつて恩とせず、 れば成親も、 人間の道を守りおはしま の恩をんだ 誤 を 恨給はずして、さり共命ばかりをば申うけま 御心安おぼしめされ候へと申されけるにて、 助られ候はゞ、 へども、 上下其人に親 生甲斐なき命とおもひ給へばこそ、いきかひ なへて小松殿のごとくに、其名を末代までよばれ 弥 恩となれり。 何 (三十才) その名をよばれぬるゆへをは 今小松殿、 讐をなすものにも、 故に今この評に善悪の二道有。 出家入道をも仕べきと申されける事、 む。 君子の徳終に小人に勝 故に か其名をけが 故に時至て其志を達し、 大納言殿に 古に の恩も す。 猶々恩をなすによつ (二十九ウ) 徒 となれ 人々是を了 又今度もいきが 勤 て、 事なし。 人々さと ັກູ 末代に至 逢給ひ 世にも \ \ さ

重盛父入道殿へ教訓の事

聴給事、思悪を引て、 評日、 世の 子、 る事有時は、 あれば身不義におちいらず、故に不義に当ては、 五人あれば、 ふによつて、この時の諫をも父、 あらそはずんばあるべからず、 七人あれば、 日本武将孝子の大祖とも 平生はその行迹正しからずして、 是其身平生行迹正しくして、 因果の道理をもつて、 無道なれどもその国をうしなはず、 子必 争、 其君無道なれども其天下を 諫さむ べき事也。 謂 父の心を怒 しめざるがごとくに 背ずして受給ふ物也。 べき人也。 (三十ウ)といへり。 孝経日、天子にあらそふ 親にも貴み、 親の不義なる時ば 失 父といふとも不義な ず、 父にあらそふ子 父也といふとも 諸侯に 古今の善 されば末 ぜられ給

111



下ふためき 成親かくとならせ給ふよし、 己が この父子の 孝を心にかけば、 (三十一才) て、 利 功をあら 却 間をもつて、 ず。 て親子の て、 つはし、 思々に落行つゝ、 実をもつて父の諫をい 己が心を正しくして、 間不和にして、 其気に逆て諫をいるゝ 其身の鑑となし、 侍 とも参て、 一人も付しゝがひ奉る者なかり 不孝の道となせり。 れ給へ。 親にもおろそかに思 北方に告申ければ、上国家を治おはしませ。 方に告申ければ、 が ,故に、 故に後世の人々 父も是を用 故に 朝 上 れ

事 ならべて討死をするがごとくに、 と云共、 なるが故に、 恥有とい り はからずして、 家にも賢才を集 如 \mathcal{O} あたふる故有によれり。 かなふべからず。 がける事、 何ぞ天下の大事をば遂給ふへけんや。 時に当て一人も難をすくふ者なし。 旦 香 其老臣諸 へども、 餌じ 其主人の不徳なる 験 なるべし。 0) 小人奸人をのみ取たて、 もとには懸魚 後世の みかたを治おはしませる 畢竟成親の (三十一ウ) 侍に至るまて、 其上かやうの大事をおもひ立時には、 諸役を司 どらしめざる時 (三十二才) 然にこの時に至て、 有。 重恩は 常々治給はずして、 人人人人 上下死を極其家を守 の下には 常に愛し給ふによつて、 さればかやうの有さまにて、 縦成親敵にとらはれ給ふ 大事を思立 時の老臣近習の 恥たるべし。 一人も付 死夫有事 は、 切の智謀用 この謀叛遂 時 従もの は 成親不徳 是 て、 先その 人々 んみな其 枕 なか 敵 を \mathcal{O}

成 り 門脇の宰 急度相具し奉 子息丹波少将成 相 殿 より、 れと、 経ね は、 申 宣 0 $\overline{\mathcal{O}}$ 其 カコ つか 夜 はされ 院 はされけるよし申されけ 0 御 たりけるは、 所法 住寺 今朝 お は ま し八条殿 れ ば け

> 候へども、 ても今一 íれば、 れ、 きられ給ふべきよしなれば、 将近習の 泪 0) 然ば今一 みにて、 度と仰られよるにより、 女房達、 女房 かゝる身に 罷 成て候 達な 度 (三十二ウ) させるおほせもなかりける事 御前へ参 あ V 給ひ、 て、 父大納 御 成経が身とても同 この由角と申 少 前へ参して、 は、 /将御前 言、 憚がり へ出ら 不 慮 ゚ 多き事に存知候と申さ ゖ 君をも見ま れば、 0 れけれども、 難なに 罪にてこそ候は 法 逢る て、 いらせ度 さるに ゅ 五粒 ふさ

ず り 少

事は、 評日、 心悟がたし。 なれば、 参に入度由申されける事、 の評義有べき事也。 参の時に、 は 事況に急難に及といへども、 是に付ても、 かなき有 させる言の葉もなく、 故にこの評 様成べし。 然ども近習の耳目 弥り 審 事の始終、 是忠義の道にかなへり。 如何となれば、 (三十三才) 君の事を思ひ を 君の 憚 御 思召けるやらん 日 泪 ながらに立別給ふ . 為 も 来大事を策 恙 出て、 然とも なからんやう 今 合はせ 君臣 君 給故 度 臣 . 見. 見

門脇の宰相 殿、 少将成経を乞請給ふ事

じき物 ウ りとも、 松 なげかせ給事、 我命の借きも、 なる人ならば、 評 れさせ給ひなば、 実 Ħ に子は 将其身の この人親子のちぎり有人なれば、 哉となげかれけれとも、 預 いらせ 宝 往は申こはるゝ事理なるべし。 也 命、 給ふよしを聞 流石孝子の 父を今一目見奉らばやとおもふが為也、 縦さ 子ならずは、 命生ても詮なし、 宰相殿乞請給ふ由を聞て、 実子なりとも、 志也。 たれかはかゝる時 少 手を合て 将、 故に門脇は 思離なす たゞおなし 父の事をなげき給ひ、 縦さ 悦 べき事也。 然とも天下万民の害と 入道清盛 殿 ば 父成親 낈 れ 前 露ときえなんとて ける時、 に、 0 身にかへ 子はもつま 逆營 少 御事を聞召 成親きら 心 字点 有人な

御

け



時は、 ずして 思ふべきと 信実の功徳高大無辺なり。 をもつて事をなす によって、 手をもつてなさゝ 神通奇特なしと云事あらず。 信 有ものは、 うとまれたる人の心をも転じ給 (三十四 嵵 | | | | 徳行ををこなふにしかしと云り。 れども、 思ひ 縦なり この 詞 尽 に とばを つくし なをされける事、 自然と其 ゅ 尽ていはされども、 へに神力仏力、 易 \exists 、事成就するも へ り。 黙而是をなし、 是其身孝の とも、人の心も和なに人として信 その に信実に の也。 志 加な故るに 有 は 徳く

教訓 (三十四 諫によつて、

此段だん

小松殿の

清盛、

貞

に宣

一ふ所

の評に

詳いらか

也。

事

能し

見え申 納言殿、 Ŕ 判郎信房、 叛なるべしと推するのみ るゝ条、 慮有べき旨、 友なふ者ども (三十五才) \mathcal{O} 臣は けるに、 鹿 伝 御 御志は、 谷 へ申上ら 旦 重盛の忠孝凡慮の判談するに及ばず。 企 定謀叛なる事ですむほん 常々寄合候処に、 治承元年五月十六日の夜に、 との 実に似て実なし、 御幸なるよし、 近 其夜弥平兵衛宗清、 其上京 平判官資行、 当家を亡 さるべき御 年武具戦術 れけるは、 み定むべ 各 が 童の口説、 の口説、 同に 知り き証 この比京中の様子を見聞仕候に、 の御用意是只事ならずと見え申候処に、 申 是も実也とい 也。 近江中将蓮浄、 かたし、 成親兵具を 法皇も時々御幸なる事、 上たりけ 俊寛僧都、 拠なし、 悪七兵衛景清、 又鹿谷へ人々寄 似合敷禍言を申伝 企 た た 兵具を調らるゝに付て、 れば、 推量 と見え申候、 能登守教経小松殿のとのかみのり · 調の へども、 西光法師、 はうたがひの心よりおこ Щ 故に らるゝ事これ有とい 大臣きょ 城守基兼等、 二人の者も参じて 評 (三十五ウ) 誠是 を に当家亡 さるべ 其故 是唯事ならずと 式部大夫正 略 給 ひ、 故かるかゆへ は、 へま よる/ 一定法皇 各 先新 定 いら 申さ 御思 而 綱な 相 謀む 大

は

流人兵 退出 事を、 り、 けるは、 知 ぢ 候、 して、 る、 大臣又微笑して入給ふとい また(三十六ウ) 生定がたく候へば、 にむねとして、 志の不実ならざる様に、 されども各、 云、 たてまつり 志有など承候、 貴 ば、 泪を流して退出 かさせる乱事の候べきなれども、 事実也と云とも、 むべ 他の 性恐へきは関東、 す、 御油断有べい 、衛」佐頼朝など申源氏、 もしかやうの 重盛が きは法皇也 能登殿に、 この 耳じ 仰世 目く 候と申ければ、 心をもつて、 を承候に、 を正し、 両 (三十六才) 常々思 有 片記時も 賢もかやうの処に心を付られける条、 かたべくもつて 人が心を知や 候 由、 き事とは存知がたし、 天の 大臣問給ふは、 申け す。 乱事を 其外源家の郎従どもには、 士民をしたしむへき いまだ証人なきうちに、 い 四 智⁵ 貴むへきは法皇なり 誠君の 閣 又宗清は微笑してさる。 れば、 次には士民の労苦を済べき事こそ、 事をなす 次には近年関東の武士ども、 事候はねと申されければ、 大臣きゝ給ひ、 有 企 る人有としらば、 其外彼殿原の おぼしめされんごときんば、 宗清は微笑し、 (三十七終才) 如 慮が 量 時 今我景清に向て、 何 は、 事はつゝしむにしかずと申候 が めぐらし候事は、 有べき御事、 唯芸 其故は、 事み 今申 策 こそ有べきものな 汝が申処誠に と仰られけ 弟 な当るべ べ 如何ぞ事を起 景清 ども、 きと申さ 問 佐 其あとにて とも、未行衛の死いまだ関東には 猶 給 殿 愚案の至に存知 恐べきは 0) 景清 誠 泪をながして 、其志を ば、 から 御当家を サこそ、昼夜 只禅門の御 れば、 に神妙 理に当 族どもあ れ 今更何 謹 教 の り っ ね すべ け 両 て申 信 関 れ 縦され \bar{h} け 12

家物 判 秘 伝抄 巻第二之上終



て 廻

文をつかは

せと仰付られけるにより、

五畿内近き武士どもは、

平家物語評判秘伝抄巻第二之下目

峰火

新大納言の 流され

阿古屋の

徳大寺厳嶋詣 大納言死去

山門滅法

ふに、

上下せつなの間にはせあつまる事、

爰によつて一つの眼の付べき所有。

又時の上下の心をとつてみる時は、

謀たり。

はせ参

べからず。

人を集るに心をもつてす。

給ふぞや。

人の心かたふかざる時は、

いかに相図のしるし有とも

心をとるには恩をも

是何をもつてか、

なし

小松殿兵をあつめ

をもつて、

もこの計略、

権法をもつて仁義をたすくるは 良 将の

聖徳をもつてみる時は、

よしなきに似たり。

但此時

是時に応じたる権

一 ウ

道 也。

善光寺炎上

康頼祝

卒都婆流

蘇武

自

平家物語評判秘伝抄巻第二之下

あらは 落行ものも有べし、 伝んに には父禅門の ざしやみぬべし、 て、 左様のものも得たりがほして、 しなき事多かるべし。 有時は、 Ή 治る れぬる上は、 侍 小松殿、 其者ども我身の非有によつて、 どもに対面を成てかへすべし、 (一才)べし、 心もやはらき給事有べし、 弥平兵衛宗清を召て仰られけるは、 然は天下に 次には院中の人々も、 世において子細あらじ、 重盛今つはものを俄にあつむるものならば、 若ふかく罪有ものは、 弥 はせ参べし、 威勢あらそふものなかるべし、 然ば はからぬ 然ば彼うたがひ有ものゝ 平家をあなとり給ふ心 急兼ての約束 その時 著 到を付させ 然ども彼に与する者 定て身の上を 疑をおこし、 謀叛人ども 惺はなかり ょ 次 既は

(目録才)

(目録ウ)

からず。

たゞ人々の身に応じ、

有所の、

時の仁を守りおはしませ

仁とは天をもたのむべからず。

つてすべし。恩とは人に物を 施 のみにあらず。仁ををこなふに有。

古以

の聖人にも(二才)たくらぶべ

何とて内府は軍兵をば集けるぞや、今朝是にて申つるがとくに、 小松殿、 海に討手などもやむけんずらんと申されける事 軍兵を、 あつめさせ給ふに付て、 入道禅門おどろかせ給ひ

る時は、 なし、 有。 評 小 きにて知べ など思はれける事、 0) しらざる時は、 政政 Ħ 松殿においてはさやうの事努々候まじ、 よく人を知時は、それ~~の才能に応じて、 わが子をさへ知給はずして、 人を知 凡天下国家を治るものは、 を司どらしむ。 政党 則百僚任職天工もはからずと云り。 正しからず。 筑後守貞能が是を承て、 官職人におうぜず。 愚と云に足らず。 故に政道たゞしうして、 書日帝王の徳は人を知より大きなるは 先己を正して、 親に討手などもやむけんずらん くはん (二ウ) しよく応ぜざ 故に清盛の 人も人にこそより候 今朝是にておほせら 天下 其官職を授 政みだりが 次に人をしるに 然にこの入道 にはし 人を

あらはれ、 雲霞のごとくにはせあつまりけり。 父禅門の心もやはらき給ふと云り。 この時かくれ有謀叛人ども 弥



戦ひけると云り。 て、 と申ければ、 必人に 降ざる相三 めして、 大臣を知たる者なるべし。 亮 見えたり。 明申けるは、 魏国と 亮 ずをも、 新大納言のながされ 明をつかはされたりけ 呉の孫権をたのまんとおもふはいかにととはせ給 と戦負て、 この殿に 然ば汝は はやくやしくこそお 臣ひとゝせ孫 故に明将は軍 有、 行向て、 で the c 古 呉国へ落られけるに、 必魏に降参すべからずして、 より さればむかし、 れば、 権にまみえし事有、 用をつたふるにこの伝を (三ウ) 三種の秘伝有と云り。 其旨をたのみ、 ほ しめされ はたして孫権喜悦して、 (三才) 劉 備、 候らめと申ける こしらへてみよと 面めん 蜀 臣下 戦をなすべし 相をみるに、 0) 専ったのはら . О 大将劉: 亮 とする へば 口伝 明 は

六月二 卵の座に出し れざりける事 日 0 月 奉つて、 新大納言成親卿、 御物参ら いせけ 流罪にな れ 共 行_{cct} 胸な るべきに相極け 塞 て御箸をだにも立ら れば、 公

体をあらは、 らず。 て ては、 斗方をうしなふ気色有と云とも、 を遂ざる間 謀あらは をなすとい け .向て箸をさへとりえ給はざる事、 ッ い は かり ご と あ ら は れ 四海を明に察し、 いかんぞ其有様をとりみだすべけんや。 凡良将国 れ 以前に評するごとく、 は、 へども、 敵の為にとりことなる 内に 明 縦 を むねをさかるるといふとも、 う からそひ 其志うちにふかく 納 かゝる身とならせ給ひ、 其威を天下に 成 て、 謀 其機 : 、成親の心中 全 謀にもあらる事、是いかんぞ大事を計自 をめぐら 是亦 未あらはれざる時いまだ (四才) といへども、 振。 策 是則良将の道 成べ 外にはいかにも愚なる 公卿の 事 其心底を顕 たとひ取みだし 謀にもあらす、 既 顕 坐に出 然に成親、 は、 也。 し用るに 敵に 良将と云 未我志 すべ 縦さ 交貨 只 食 兼 7 カ 其

使申けるは、にのぞんで、 臆病と云るゝ事、に 眼をいかつて、 笑。 事、 ん事、 ごとくなるものに、 \mathcal{O} 故 也、 たるにはあらす、 にと云に、 ならば、 将申されけるは、 なはんとする時、 ども魏国大軍なれば、 偏点 かゝせんと 欲 るものかなと申 まじきや、 権が心にたがひ、 て、 は 眼をいかつて、 事を申つ 申けるは、 に さはなくして、 兼てより相待処に、 謀なる事を て魏国に返忠をせん事を申つかはしければ、 死 先是ほどの 口惜さに申者也、 いかんとなれば、 是本心をうしなひたるもの也と申け を 魏き 定而呉国にてもすぐれたる勇士にてあるべきかと思ひ 弓箭をたい カ 人の死する時は、 の両国たがひに はすわが主、 たゞいま申て無用の事なれども、 別れ かなればさほどに笑事有けるぞやとたづ 悟 大事を、 彼使に参たる武士、 閉門するよしを聞より、 然どもわらふべき事有時には、 是口惜き次第也、 (五 オ) を て、 魏の大将をにらまへて申けるは、 汝ほどの臆病ものをつかはしける事よ、 たばからるゝ我にあらじと申、 悲 たやすく勝事かたし。 (五 ウ) 其使を 我今此 何として遅まいりけるぞや、 いかに汝、 天下に大きなる三人のまどひもの 給 御辺のやうなる 是大なるまとひもの (四 ウ) ひて、 ゖ 憂 禁 するほどの者に、 死にあふ事、 ħ 事 斗方を失給とみえたり。 ば、 て申けるは、 国を 我も死のかなしき事、 人間の本心なるに、 我をたば から一くと笑ければ、 魏の将申けるは、 争 疑 れば、 定而か て、 さりとては笑べき 故に呉の孫権の臣 多き人をしらず、 かりに来るほどの 呉国にて 也 侍 死期と云とも笑 で 全 忘 **** 呉国の 戦 あたはぬ 様に申 魏の将是をき の恥を与る 既死罪に 又御辺うたが をいどむ。 侍 の死期に 中々汝 今汝却て わけれ 只今死 来るべし 恥辱 さ 等が 魏 おこ れ ば 期ごを \mathcal{O}



られ、 けれ ŋ 是 S おろそかに心得給事なかれ。 大事を思召給事、 かつて敵を計心得なく、 の坐になをりてだに、 あらじと思へば、 0 0) 事、 まれて使 又 死するならひ多しとい ば、 類 (六ウ) 口惜き事に存とい なきまとひもの 先に亡ぬれば、 魏 生物 の将是に心を じて に来る我、 戦 誠に自ば (六オ) 計がら に負たるためし有。 ずー たばかりたるためし有。 取分大なるまどひ者也、 也、 へども、 滅 愁におぼ へども、 笑をなして、 翻 跡と 次のまどひものも、 0 かゝるまとひ人の所へ、 かたなき心を実として、 されて、 しるしたるべ わがごとくなる死をなす事、 かゝる身なれば力およばずと申 れ給事、 其使をかへし、 只今御辺に恥をあたへられ されば是ほどの智有敵を首 し。 この心ねにて、 頓て亡べし、 成親卿ほとの 故に後世の 故に大のまどひよ まどひ人にた 我をころす 世に人 かゝる 武 将 0 類な せ

成親卿、 舟に乗らぬさきに、 評日、 定 ベ たのみ云 Ł 名残のおしきとの事なるべし。 給ふによつて、 病なる故 きとは、 (の勇も不勇も やまし この時に至て、 難波次郎をめして、 0 て舟に乗給はんこそ目安かるべけれ。 然にこの かはさるべき事也。 0) 也 聊 嘆をかさね、 頭はあらはる 心得がたし。 かゝる難に逢給ひて、 云をくべき事有とて、 時に思召い 時 るものなれ。 至 いづ 云べき事をも云ず、 れ 我方様の人や有、 世上にもあざけりをうけ給はんより、 都を出 たされたる事 の事をか云をかるべき。 愁まじゐ 然に舟にのらぬさきに、 兼て思ひ忘 給 (七才) 愁にしづみ、 より以来、 たづねさせ給ひける事 は、 成事云ちらし、 過さる事 る事あらば、 惣じて此 人尋まい かやうの時 舟にのらせ 本心をくらま 0 定て妻子に み悔 1 5 いひをく 経遠 を にこそ、 せ 給 天 性ぃ よ

> 有べ 也。 也。 実売 気色あらはれず。 て、 たゞ是天地の常をのみ云て、 也。 ŧ 其身の勇をかざる人有。 又は太刀かたなのかつかうをこしらへ、 或は又仏神を は 武たる者は、 故に血気一へんの勇のみにして、 利をむさぼり、 是併武門の が故に、 は臆病を と (七ウ) り、 さあ し。 勇 されば天地の理、 勇 末世の人々是を了 え義そなはり有べし。 言葉ふつゝかにして、 を習べきもの 然るに ればとて、 外必陰也。 時に逢ては、 本意をしらざるが故に、 見えたり。 じと思事は、 礼、 義の道をよくしる時は、 蔑 欲めでん事を思ふが故に、 (八才) かゝる人にて、 智にくらからさるもの、 になし、 故に外専 又人の形によりて恐るゝ事なく、 也。 みな常の志変じて、 故に武 外陰なる者は、 見御座。 末世の人、 かやうの者は、 されば武の志、 よのつねの人心なれども、 然に成親卿、 当世の風俗にかへり。 すね/~しきを、 勇の本意を 、士たる者は、 勇をかざる人、 義よりおこる勇にあらず。 V 常に 其志常に小人にして、 か 内 勇は自然と其内にそなは んぞ天下の この時に 眼な 髪髭のそりやうをもつて、 外のみ勇にして内必臆病 かならず陽也。 其名 穢 (八 ウ) 其道の 平 生 t をい 外に 偽 かなる者も、 多分内臆病なるも 勇を好と思ふ 其志 からかしめ、 至まで、 衣類の紋、 しらしめんが為 大事を遂給ふべ 厚薄にしたがつ 事有とみえたり を 正た かざる心 信実の勇なき 事なか しく 事なき時 内陽なる 曽 一向名 故に 色

冏 [古屋/松

入道 そぎ是 .脇き 殿 相 \mathcal{O} 玉 もとへ は、 給候 福原の 云つ へ と か 別 宣 はされけるは、 業に つかはされたりけ おは け るが、 其に預置 れ ば、 衛門 にたる、 力 成 およばずして、 澄み を 波少将を、 使 者と

1



ちにせんずる処もなし、 少将をよ 見届参すへきと申されける事 しかへら れ この上は 縦 いづくにも 某机 ぉ 世 は [をすて しませ、 んより わ か 命の 九 オ

は

今日は ちぶれ、 有てつかはすべき事也。 義を知たるに当れり。 ベ の端と謂 上は の き謀叛有 旦 後日 理なるべし。 時々に道有事をさとり給へ。 仁義智を兼たる詞なるべし。 某 又は諸人のかなしむ所を 助 おはします心得有べ やしめ、 難に逢人をば、 に べ いかんともすべき 便を 人の子なれば、 し。 世をすてんより 二には、 今朝まてしたしき中をも、 三には、 故にかゝる人に向ては、 後日に 小人のくせとして、 少将、 心の及所を、 たのもしく云なしてつかはさるゝ 策 我聟なりとい 別に何 0 **\ ŧ 便多からんもの也。 かんとな 事か有べきと申されけるは、 入道へも申つれども、 0 也。 きのふ迄 忽 (九ウ) ふかき心得 このゆ れ にうとんずるが故 ば、 敬 し。 に し人をも、 は 後 少将

別ご或 所 時、 せ奉ら オ はい 有木の別所へは、 カゝ あしかりなんとや思ひ ほど有けるぞと問せ給ければ、 兼康を召て、 片道十二三日路と申ける事 是より父大納言殿の け 偽いつはつ 兼康、 て申 御渡 け 有 有ける、 るは、 のま 是 有 より 知 木 6 \mathcal{O}

がごと なれ ざる物 て、 \exists ま 也。 兼康 く申ける事、 しますとい 大か 先この少将五歳三 小智のも 如何となれ た国 へども、 方図 愚なる事 のたり。 ば、 をば 諸国の分限 先代より 一歳の人にもあらす、 成べ 知給ふべし。 かんとなれば、 Ó を知 書 譬十 々、 は給ふ事 其人をもかんがへずし 善の帝王は、 又絵図にしるしあ 凡まれ 既壮年に及 は 物の 方 図ゔ 深 を をしら 給 み給 宮の

 \mathcal{O}

地

頭目

よく!

故有、 は、

彼ゕ゚ 流ぁ

其

所

地

一頭と、

意 根え 其国其所

なが

す

時

禍ざは

なきも

Ŏ

次に配

所

て、

同

所に 国郡 代に

流

すべ

きも

Ŏ

多き

時

は

人の

智を

鑑

智

ならば北

玉

流すべき事也。

其上左様

の者をながすに、

. 所をへだて流すべきもの也。

東国の人ならば西国

南

当方の人

上候べ なふべし。 に候とも、 めくらさんには、 さのみ害したき事にあらず。 ひて然べきよしを申時 終には、 そ然べく候へ、 とならせ給ひ候上は、 さん侯、 をさとら たゞむきに是を 亡 からざるやうに存候へども、 将をはかりすかすに 宜 かるべ + (十一 ウ) も名所を知 すによつて ば、 オ 次には平氏 あしさまに思召さゞるしるしなれば、 御 有 を、 其上かゝる人なりとも、 木の 御 一対面こそおはしまさずと云とも、 其 御 りの 帰洛 也。 間は有 事 却て面目を 程ちかく流し置事、大なる非也。若一氏の成敗理にあたらざる誤あり。 御父子の 別 が所へは、 ほど近き時は其便安し。 故に二 つゝしみふかくわたらせ給事ども、 の御使にぞ参候べし、 べけんや。 木の ば然に は、 ふかく大 政 入道殿の心をかねさせ思召様 配は 別所への (十) 失 詞 纔 上 の 所、 父の卿、 には礼 五六十町と承 仁心有も もの也。 然ば是兼康が智の足らざる所にあら かほどに程近くおはします事、 外古人の 過分の事を申 御音信をも、 故に少将への返答に申 過にし身の 備り 若兼康、 Ŏ, 御 謀 to 兼康 心と云て、 内には智謀の心得にもか 71 級故、 故に讐有者を流す時 御文の かんぞ敵な かくて候上は、 誤 心有時 思召とゞまら 誠 定て近きうちには 出 若時至ては を にほど近き事 旦たん 便 歌 かゝる謀叛 翻 時 少 人は 遠 などは、 は、 将に其心 ればとて し給時は 々 流 、きは の御 都 居 不 肖 ^ቴ , せ な は 申 是 が



すべし。 とも、 害せられたる事とも、 ねを勘 なるもの 故に後世の人主、 に心をゆるす事もすべからず。 必其 報、 世になきものにあらず。 め \mathcal{O} 头 禍 をたくみ出すもの也。 妄に捨置、 所にあつまる時は、 ٤ 度その身に有物也。 より、 其ものゝ心ねに、 智有べき者と組合(十二オ)て流すべし。 心をめぐらし給ひ、 是をむなしくする事なかれ。 流 異国は申に及ず、 罪なきものを流しをき、 (十二ウ)をきたる者に心を緩して、 さうじて、 身の詮方なきまゝに、 故に 未たくむ事有としらば、 又遠き嶋に流し置たればとて、 人を遠流し給へ。 謀 罪有て人を遠流するといふ 日本においても幾数多し。 をめぐらし、 人の讒言と云事、 がたづら 却て又は に発す 其流人の心 才智 速 に殺 ころ 時は、 却^{^^}^って から 有

新大納言死去

評日、 安きに居て 身をほろぼす 故に人も亦、 は、 人は、 人其受たる所の恩を破る事叶ざるもの也。 をしりぞけ、 それ人の心、 其官禄を 官と禄とをもつて、 縦一(十三才) 以 前にも評するがごとく、是皆成親の不徳なる故也。 危を忘れ、 其そむくもの 災来れり。 自分の驕に財禄を費 たる者、 なへて利慾を食す 天の主なりとも、 自 この故に人自然と其理を知て、 を不義なるものとなすがゆへに、 其恩を背時は、 人の命をとりしたが の驕を長し、 事深し。故に君たる人、身の ず、 時至てはかく有べき事な 下 の 天是をゆるし給はず。 故に良将は、 たゞ下を ... へ り。 苦 をいとはざる 如何となれ 憐 恩のため 人を用る 恵 一時は、 其

> とりしたがゆるにあらずや。 をまもりおはしませ。 得なき人なるによって、 其人を待処に、 したがひ、 にこの三つのものを兵道の三権と云也。 (十三ウ) には我命をもつて報ず。 戦 周の文主是をたづね求、兵道を伝受し給した。 敵ほろびずと云事なし。 ま又かくのごとし。 故に太公望も、この道をふかく秘 是即 然に成親ゆめにもかゝる心 是をよく用る時は、 良将 官禄を以、 故に 謹 でこの権道 人の命 、 り。 玉 故

しかたし。 或人問日、 是也。 至情をさとり給へ。 問る 日ねがはくは其委細を説給へ。 然共末世の為に其あらましをしるす。爰によつて道 三権の大要如 答えて 禄と死と官 答て日、 甚深書につく + 兀 7 ىل

第一

権法也。官々た其忠功を賞す。 威い 礼とし。 重し。 成、 官等権をもつてすといる。 びに利有。 法みだらず。 官を授る事、 死成則 下位に有てかみをたつとむを敬とす。 官々たる時は礼成、 将威有 則、 是を(十四ウ)賞するに、 戦 官はそれ礼の助 其心智の浅深によつて是を授時は、 気力の忠には禄を与 利 有 士卒法にしたがふ。 戦 に利 礼成則威成、 也。 有則、 凡百官 て其報を示。 終に天下を 心智の忠には 官 故に備全して戦 威成 悉 上に有て下 礼 保。 位高重にして礼 是位を進る 成、 故に太公日 職を授 義成則死 るの 国王 た を

第二

禄代 権。 れ 凡古今の 人の恩に重しとするは、 禄は是敵を 合戦 古今の の毒薬、 訟だ 禄を 悉 兵を得るの 施 利をあらそふ故にあらずや。 にしく事なか 良薬也。 禄恩おもき



り。 是に敵 下を 保 とするを、 ふの元なり。 もつて上とす。 心に密し あつまる。 は、 を愛する時は巧 匠 国の三宝と云。 の法也。 常に王宮にみてん事を要とすべし。 出たり。 民をくるしめ、 の深要を知て用るときんば、 美 上に糧を奪ひ積事を欲れば、 下是に 二日安民/政、 人国に 商人やすければ珍財国に満。 事 天下の用財三つ。一云民、 民の骨肉を王宮に集る時は、 全ければ、 禄を修するの権とす。 三宝を得るに法有。 何者か是に 下万民の たゞ是金銀を得る本源を求て、 報なる いでん故三宝自然に国をさつて、その志を得ん国に 太公曰、 民安 金玉を責取事なかれ。 に 死し 職 三日自制の法、 をもつてす。 (十五ウ) ければ粮多し、 を怠る。 金銀珠玉は元天下にあり。 随 禄等権をもつてすと気。 はざるべ を同する時は、 敵を亡し兵を得るもの也。 正道明了の臣をもつて、 上に財をあつむる事をさきとす 此権 等 たみかならず苦み走。 爱を けん。 二日巧匠 其本源の宝三つ。 この三つのものを失ふに故 この三つのもの、 天下飢饉の始、 それ金玉はたみの骨肉より 十五 故に兵を用るの (十六才) 天下を 保 事久し。 是を天下の重宝とす。 オ)もつて禄を用 者、三日商人。是を 巧匠安ければ用具 故天下を一 則、 一に云善正 国をうしな 天下を得る 上一人の 上に金銀 故に国 0) 天 蔵 n あ 王

 Ξ_{ξ}^{ξ} 死権。 宝を得、 宝 して 貴 べきは 悉 それ人の命 宝をうしなふも、 あり。 宝剣、 は、 ゆの主たるは是人の 命也。 是諸宝のこ 然とい 験しゅん 又是命也。 馬 主声 也。 ども官恩を高 つとして愛すべき益なし。 其命なきに 命にあらずや。 如 何となれば、 至 は、 宝を愛し、 禄恩を 珠は Ď

> 重き ども、 すゝまず。 功を尽て終 六ウ) 太公曰、 信にして殺罰をもつて兵を制する時 んば、 忠なき官を授、 せずんば有べからず。 ども忠功を 賞 云。故に賞罰 内に背き 士卒必忠功に賞なきを知て、 死しなどしき する時 急なる時は走北。 命を重恩の 瞋 をもつて権すと云り。 は、 あり。 心愛の逆なるに任て、 在生命其恩の網を遁る事を得ず。 (十七才) 下に失。 上官禄を軽じ、 軍法日、 故に士 は、 かるがゆへにこの三つの かならす正道を 難に至て守らず。 外には恐る気色有とい 功あるをも賞 せざるとき 卒難を救 愛ども不義を賞せず、 心愛の 順なるに任 ず。 是をもつて 戦ふ 義を守り

罪にをこなはるべしと申されければ、 この 伝日、 に 中にも新大納言は、 よせられけれども、 重盛聞召、 の者か与し候も存がたし、 意にもあらず、 又大事有べし、 定当家をほろぼすべき 企 Ŕ して殺し給ふとい 給ふ事 (十七ウ) 事に心を通したるもの候べし、 入道清盛、 仰はせ 人の子息、 ばらく遠流せられ、 叶点 尤には候へども、 迚而も 遁 ぬ身の上と存、とて のばれ 定て久敷 々に首をはね狢中にさらすべしと宣ひけれ 子息の重盛に宣けるは、 故に難波 跡より 重盛の 丹波, 企 有、 其上今ほど、 り追々に申付な 為にも にて有べく候へば、いづくにいかやう 次郎に申付ら 、将を聟になし給ひけ 然に是等を其まゝに生しをきなは必 其上にて罪の軽重をたゞされ、 思召も御覧候へ、この したしき縁者の られ、 清盛尤とて、 当家に 又はからぬ ħ 今度の 死罪に行けると云 然を一々に死罪に 従 ひそかに 有武士 事 謀む れば、 也。 禍がない 叛 往為 事 人ども、 清 盛率 が に 影殿 流罪に 昨今え 出来候べ の 中にも、 今



は は け

れけるに

付

徳大寺殿

弥

徳有人に成給ふしるし有。

是によつて

新

大

言

叛

け

れ

其

心根

是皆非道の も可也。 評 なすべき理有時は、 を殺して、 をだにとり なす 旦 尤成 道 然に清盛、 刑となり。 其威天下にふるふべき心得有か。 かたふけ給ふ時は、 あらず。 親 卿を 殺る 成親を殺すとい その 縦 故に罰、 是ほど 身正しくして其家治り、 清盛 の罪 の為には 軽々しく 此 人恐べきにあらす。 にあらずと云とも是をころして へども、 理 行 有とい 事なかれ。 平氏 又は天下の民喜悦 の世 夫下の 但又この・ (十八ウ) ざる時は、 武 是又君 士 0 心

小

厳 嶋

彼 藤蔵人太夫重兼といふもの、このヒラヘィらんど しけるが、 6 爰にとくだい らせ給ふときは、 て物めでし給人也、 く嶋へ参詣有ける事 社芸 もふでさせ給ひて、 出家せんと宣へば、 世のならん様をみんとて、 L の大納言実定は 必 御望かなひ候へしと申けるに付、 其上安芸の 大将の官を 卿 御内の上下み 1 は、 事を つくしまをば、 平 諫 -家の 祈覧 大納言を辞 て申けるは、 せ給ひ、 次男宗 な葉なげき 平家あがめ奉れば 清盛にこの して籠居しておは 悲 卿 (十九才) け 清盛はさうじ ή_ο 大将を の事をし 其中に V) 0 越之

なれ は、 天ま されば神 Ł 0 棟梁 云也。 巨 太はほい 大臣と云号な 玉のみこと 小とす。 凡天下の大将の官に至る事、 自余の 代に天照大神宮のみことのりをうけて、 帝王へ大道を伝奉る人を、 子る け 命と 給 大政大臣、 左右扶翼とて、 官には職有とい り。 かり 天ま 富 其後人皇の け 命 れ 左大臣、 共、 と申て又左右の 両 今の へども、 0 始 右大臣、 つばさのごとくましり 大臣とひとつ事 此官となせり。 異い 神 国 武天皇の この三官には所職 本朝ともに是、 相 この二官は三公の と成給 御字には、 天 児屋根 故に是 也。 へ り。 其 後 を 闕っ のみこと 官と 天 諸 \mathcal{O} 種類世 官 官

> 十三代成務で らめ、 相似たる事有。 にあらずや。 ば、 この平家威勢に任て、 と当またっ 我心を通ずる道有事をしらざる時は、 其身を などに、 事こそなげき給べけ の家の名にも、 けんや。 まひをなす なき時は、 をもつて、 義にあらず。 は、 れ つく大納言の 人に近し。 今此時に当て、 家階を越ら 然に徳大寺殿、 必勝道 さればこゝにて物い 少き徳もなき事を嘆き給ふべし。 滅 家階を越られたる事をいきとをり給事、 徳大寺どの、 平家に家階を越られたればとて、 事多し。 天皇の 時、 道を この官になすへきことにあらず。 あゝ 然ども新大納言成親卿よりは、 有事をしらす。 国道有時には、 官を辞 徳大寺と名を付有ゆへは、 れ 11 1 かなしひ哉。 御字に、 かんとなれば、 たるに付、 かんぞ智徳有ほどの者は、 王道衰疲し、 人無官無禄 易 'n 大きにたがふ事 11 つくしまへ参詣 \exists 君子の徳おはします人ならば、 高官大禄の身となり、 して籠居せら 一向しる心得なくして、 始て大臣ノ号有。 はざれども、 黙而是をなすと云り。 よしなき事を思ひは 無官無禄は恥とも謂べし。 謀叛をたくみ給ふに、 (二十ウ) 事、 平家無道を長じ、 先新大納言は、 有 れ さのみかなしむべからず。 人間に生れ出たる 証 有事、 世々の 其上出家入道 其事をなしたるに、 次には其身に徳有人なら 縦 是みなよの (二十才) 香にまされる人なる 然に徳大寺殿、 みな神をうやまふ 是をうらやミ思ふべ きどをり給ふ事、 徳大きにこそあらさ 人かゝる事に かり、 是小人に近き人 不徳第一 納 宗盛に で物 天下 徳大寺殿は 先第一にそ の謀 例なきふる を はざれども 0 苦 却で其家 せ ね <u>二</u>十 皿にあら んと思 いたむ \mathcal{O} 0 宗盛 此 凡品 ĺ 今 是 時 人

7

今

厳

嶋を信

敬し奉るものとだにい

へば、

悉

皆善人なり

と思ふ 人也。

を愛するものをは、

其 身

陥 事をも

省

ず

して、

其志を

補

L_o \mathcal{O}

是たよるべき 訾

の道也。

故に自

愛し給ふ所に

随着

是

故に、

今天下の

武

、士其志に

随れたがっ

て、

心にも

ひたつとま

ざる厳

嶋をうやま

ひ奉り、

様

Þ

0

社具を造立し

をたてまっり

(二十二ウ) この入道の心をか

志を察 を相伝、 伝曰く、

夜に入てこの計

謀

談ずるに、

しげ

かねが

 \exists

計謀の

源

を発明

せ は、

しもの

也。

故に或

時

徳大寺殿

重け、兼、

藤蔵人太夫重

兼かぬ

多

田

日/満仲家伝のまんぢラ かでん

0

(二十二オ)

兵

書

戒が

聞えければ、

山門の大衆いきどをり申けるは、

昔かし

より

御 頂

灌

頂

御受じゅ

は、

みな当山にて遂させ給事先規也、

然るをみる

でらにてと

げ

法を伝受せさせおはしまし、

九目四日にみゐでらにて

灌

有

こべきよ

さるほどに法皇は、

三井寺の公顕

僧正

を御師

範となされ、

真言

0

秘で

気情をあんずるに、

順心大きにふかし。

故に又背時

は、

当家禅門 当家禅門



敵を計

先其

情

を知事なけ

れば、

敵に応ぜずして、

な

徒

成て、

却

てみかたの

害を生^な

す。

故に異国に

 \exists て、 ならんやと申ければ、

大納言殿、

即この計略けれりやく

おはしけるによっ

果て本望をとげ給と云り。

是実に重兼が案のごとし。

史記

面之容

· を見、

を

鑑

者 吉凶を total Hラ

知

凡 国

を

たむくる事、

是世に明也。

故に君も今この

訾

おはしまさば必可

うの き時は、 あらず。 き給ざる事を その上この かりことを用給ふといふとも、 平 家なにとなく、 謀をなす時は、 気 二十一ウ 情 かなふべからず。 重兼来て 諫さ 随於 心を付、 悟給 而訾 諫ければ、 其諫終にかなふて其願 徳大寺殿を憐 かなひ 未 徳 天理の本義にあらず。 をおこされける事、 をも 故に末世の人、 がたき利をも得る事有など思事なかれ。 自然と其徳をたす つて身をおさむる時 み思ふ事 徳大寺殿に、 然故をしらずして、 有。 を満給へり。 是又自身の 又然故に、 その徳と、 故に後世の Í 来にあたれ は、 天もあざむ い 清盛 企 其 かに此 人 道 給 この , t かや 0) 理 所に 好点 な は

謀かりご 此道を秘ず 本朝にも、 を用る事 蔵 良 将 通力自在を得たりと見えたり。 志言 たる人、 0 ± 1 を 此 求を 道をつた て、 是をつたふると見えたり。 来る。 是軍旅りよ 故 の大秘術 オ 況は

伝有 滅っぽう

Щ

門

せ給もの 御宇に、 生を救 給時 の尼入道 給ふと云とも、 をあがめ給 官 年にあたれり。 おさめ給 評 し給はず。 五常をもつて天下を治たり。 聖徳太子より以来也。 Ħ 職 となし給ひ、 として、 の道をもたがへ給はずして、 それ仏法は天竺の王道にして、 ならば、 給 のごとく、 よろし 百済国より仏像わたるとい ŋ_。 はざる みな是正道をあざむき給ふ罪有。 り。 世を治る事をなせり。 しかるべ 一向に寺を焼払 べきと甲ける事 日 然に漢土へ始て仏法のわたる事は、 聖 然に法皇日本の本意(二十四オ)を失給ひ、 礼義官道を正して、 きゃきょり 本へ仏法の 徳太子 後世菩提 さへ多し。 けれとも、 然に太子天下の摂政 0) 立させ 0 わたる事は、 日本にては神道を 営 其上天理 仏道を世に広め、 也とて、 向その 給 へども、 大唐は儒道をもつはらとして 天下万民の為に、 Š 無欲の がごとくに、 本然の五常をも 御心ねなく、 人王三十代欽 死して後の にておは 縦 仏法世に広まる事 (二十三ウ) 仏法を 専 末世 本朝 として四海 しまし、 其志大仁 仏道 其身 専った 愚癡暗: 濁は 乱 明 \mathcal{O} とな 行 天 垂い 0 を行じ とな 礼 皇 の衆 S を 加 は \mathcal{O}



まか なすべ 出家沙 根讐念をすてゝ、 門は先年 是又我山 る僻事成べ みゐでらにて行せ給ふ事、 0 り。 思召によ せ 山 年明雲僧では給時は、 門にて け 門の行を学 故にこの段法皇の御誤、 んや。 の仏法を思ふにはあらず。 詳 灌 つて、 己が道をばみだり、 たとひか 正 山門にて執行せ給ひてこそ、 頂 柔和忍辱をこそ 専 の意根より、 給ふ事、 行せ -え の 給はざる事を ゝる事も宜からざる道なりとも、 是又仏道の本意にもあらず。 道 略 にも かんぞ天道の本意 思召すてさせ 挙て評するに足らず。 か たゞ利慾を 人の非を なは とするとは、 憤 ず、 ける事、 改からたむる 給ひて、 本意なるべ 十善 争 事 0 志故也。 仏も是を説 十四 是又云に 大祖たる 例がを 二十五 又山 仏法 を _{そむい} ウ 門 例に とは オナ 置給 菛 足ら 0 は 身 \mathcal{O} 大 意い Ш

院宣を承て、 年行人とて、 ふは、 ち 余人相そへて、 に番をつとめ、 師ばらにて Ш たびも堂衆かちける事 門に おとさる」。 学生の .は堂. 有け 家へ 大衆をも事とも 所従なりける童部などの法師に成たる也。 b ° 堂泉を攻ら 夏衆と号して、 学生不 Щ 触れ 門の 玉 訴え 0 滅亡、 快 住 0 (二十五ウ) る間、 れけるに、 年金剛寿院の座主、 事出来て、 朝家の知 せず 湯ゅ 仏に花など進 浅 有ける故に、 権 御大事とこそ見 官軍 守宗重以 合戦 利をうしなつて、 度 是によつて入道 せ 々に 覚尋僧 学生の 下、 し者ども也。 及。 幾内の ゆ れ。 方より、 正 毎ぱ 又は 度に 0 時、 兵 堂 相覧 八を二千 然を近 学品う 一衆と 中 国 間 法

り。 心 然に末世に至ほど、 学 堂衆学生にしたがふことは、 が 故 を 貴 学生とい として、 へども、 学生仏 堂 衆 仏道を行 学生 道 を本とし をあ ずる事 がめ したが なく 如 来

堂衆をしたかへがいの仏(二十六十 聞我慢を事と すも 勝負の の 乱 の る故 十日 時分を見合て、 弓箭を帯して、 衆是を軽じて ども晋国も 重 L ベ れ、 たるにあらずや。 終い より/ たとなる気色をなして、 清盛良将の兵法を知 つてくはぼくをつくろはるゝ体にもてなし、 し。 セカの 敗 夷の むる時にはよろしかるべもれども、 又清盛軍兵をもつて是を責させ給ふ事、 0 0 6 源なもと 也。 道 間、 たとへ軍兵をむけらるゝといふとも、 もろこし晋の 誤 (二十六才) 理を たてごもる城郭 夷 なつけて、 たり。 故李靖日、 ならずや。 は、 頼なり とし、 ŋ 是をみ 毎 勘 両 日 敗られず。 学生がたの無道より んとするによって、 人を 所に 是を取ひしぐ時は、 自 兵糧財宝を付ならべて入る様にして、 剛 尽して、 遊興利欲を本とする事、 て、 然に王道にもこの心得なくして、 敵をば、 ぶり、 様 相 玉 人ならば、 従れ 従 故かつかゆへに 人を致 図 過半城を出 々の ず。 んと欲る事、 を定 カン 十里近くに、 かつ 恩なき主 又 夷^{ゑび}す 謀をめぐらし、 夷起 れらが気をうは かやうの 然を学生方この理をしらず、 して人に致されずと云り。 べき道理を味方に得て、 ŧ 1 一十六ウ) 載たやす 其間を立 て て是をとりに かにも両様をなだめ、 おこるもの 度々 戦かは の、 弥 訾 多 攻落しがたし。 是学生、 ずし 堂を 目にかどするに等くして の倉庫を造 兵法、 (二十七才) なき 剰 唯な 切 て勝事 世俗に 急に かにも 取、 其中にも堂 其軍兵にて、 討負て引 是大きなる不覚たる 時 也。 む 如来の本意を は、 其長本 責けるによっ カ 其上沙 背けり。 人の気を察 全 つかれら油断力 等点 ならべ 官軍をくださ 必責が 戦を かるべ 是をみせ 或 次に兵を 退 この 得晋 徳 故に かも 一衆の 中 其乱を て、 好 -人とな 事、 になき法 故に 4 故に 0 失意 堂 大 カン 是

するも

0

也。

故に七種の

禍がはひ

有。

には神社

震動、

二には旗雲、

四に

は

評

 \exists

天下

の政悪、

必世に兵乱おこらんとては、

霊仏霊社、

上

善光寺炎 上

(二十八ウ)

ほうき星、

三には異形のもの化生する事を世上にとなへ、

水、

山となり、

水となり、

五には竹木にやま

ひ出来、

六には



今この善光寺の 民家に放火重、

炎上、

実

に是兵乱のしるし、

つゝし

む

べき

事 \mathcal{O}

七には牛馬病死する事有て、

必兵乱世

起

Ł

也

カン

んとな

れ

ば、

悪政

は

善

事を害すもの

也。

故に

神社仏客の

善 也

所

ぎに間士と云ものを入て、 時は、 筋 を か ŋ す。 ベ 0) 攻といへばとて、 たづね求て是をきりおとすべし。 たりとも、 をとる時は、 盛、 Ł しとも云り。 0 糧の道を 邀 1 云り。 也。 5 其上かゝる山城を責る事 かゝる故なくして、 然思慮なくして、 其上山 其城内の せ 故に させ、 其城に出井有時は、 て、 其上の水あふれざる時は、 松も譎奇にあらざれ 城を責に、 其樋をきりおとすべし。 中よりして其井を埋さすべ 道を堀入て、 井水 尽 もの 次に城中へ足弱を入、 強 を先にして、 策 敵の 有時は、 力をもつて、 山城みだり 七 兵粮のつくるをのみ待にはあらず。 種の秘 謀をもつて城中の兵粮蔵を焼せなどす ₩. 龍こしと云ものをもつて水をか ほりこと云ものをもつて、 は、 ば、 今の堂衆も頼かるべけ 又堀井なと有時は、 術は 第一に水の手をとゞむるにし 其外兵粮ぜめなどすべし。 剛を 敗 * 事 是を攻給ふ事、 攻る事 有。 (二十八才) 其樋を切おとし 別にかくしび有と思ひて、 次に =+ し ŋ なか はしくは、 糀 -七ウ) 又かけひをもつて水 などを送らせ、 をそこなひ を後にすると 其井の筋にほ 愚と云にたら 其城内の れども、 つ出す 兵粮 先敵 が 0 水 カコ

(二十九ウ)

給

力

評日、康頼遁世、まことのとんせいと云にはあらす。罪科終にかく背はてぬる世中を疾すてざりし事ぞくやしきと詠じな して、 去程に鬼界が嶋に 然共 ば、 ぞ悔 ょ を ふして、 \mathcal{O} 出家とす。 もとめんが為に、 (三十ウ) ŋ, 遁 背と云に、 何 法名をば性照とこそ付たりけれ。 きと、 首の 遁 元来出家を望ぬる人にはあらず。 思出 身のやるかたなきまゝによつて、 世 する 或 歌に、 望をむさぼ 果菩 つらね(三十才)けるは、 述り の為にか、 さまへ もの 流ながさ 提が 懐 出家遁世する者有。 終にかく背きはてぬる世中をとくすてざり まことのとんせいと云にはあらす。 れ \mathcal{O} によつて世をそむくも 有。 ける、 為 り、 0 を 又は報恩の よしなき謀叛には組すべけ 心得有ぬ 思 ひ かゝる身にてもはかなき 平判官やすより、 入たるに べし。 為に遁世するも その時 是をまことの 過にし世を悔たるに似たれ は 或三界輪! 元来出家を望ぬる人なら 0 あ 出家するも 有。 5 周ゥ 防っ 首の歌に 又は愛執恋慕 廻ゑ 0 を んや。 頼を思 遁 0) 室 共 恐 世、 有 0) ょ 成べ ける事 真実の 遁がれ 今康 は L 7 なき 徳を かた W \mathcal{O} 出 道

妖孽起とも三 負事も 先滅った 知らんもの 力の大人とも云り。 々と下りける事、 有。 昼は て、 おはるゝ事も これ又威神力をもつておふを云也。 如来を負奉り、 其悪 は、 云り。 相を 負ぉ 事も 本田善光、 しめ 有もの也。 実に仏力の 0 なくおはるゝ事もなし。 ゆ 夜は 故かるかゆ に神力仙 如 如 但又、 不思議、 来に 来に相奉、 へにらいきに 礼記 おは 力広大なる事有事をさと Ħ 悟の上には、 さも有ぬ れ奉つて、 (二十九 信濃国に 故に伝道の しらざる べ オ し。 倡 杳 人 方の衆を負 進 へをば、 家将: ゆ ĺЦ せけ \mathcal{O} 理 路ぢ には を な

安す



平家物語評判秘伝抄巻第二之下終(三十二終才)

り、 0 なれ。 向に思ひとゞまり、 世をのがれたるこそいみじかるべきも

注

康頼、 そとはを作っくっ て流されける事

伝して、 法曰、 ゐて、 なか 悪将有て、 鬼界が嶋も、 とも説給へり。 さのみ配所を愁べきや。 き事也。 ひこがれさせ給ふと云とも、やすより教化してなぐきめたまふべ 十一才)てなき事をさとり給へ。 人にあらず。 び給へとて、 安芸大明神、 四大天王堅牢地神、 評 り。 \exists れ。 皇の御謀なりとも有。 やすよりそとはを作て海にながし、 権謀をもつて仁義を助ると云り。 心迷時は浄土も娑婆、 彼悪将の威をくちき、 十方仏土中唯有一乗法なれば、 威風を天下にふるへと云り。 是いまた心中に恩愛の念ふかく、 威、 さればこそ以前に評するがごとく、 海にながされける事、 せめてはこのそとはを、 悟 盛なる時は、 又有伝記をみれば、 てみる時は都なるべし。 王城の鎮守諸大明神、 又曰、 凡天下国家をおさめんと 欲 天下の窮民をたすくべきもの也 心さとる時はしやばも即浄土なれば かゝる 西方引化の経文日、 丹波少将などの、 このそとはの事、 是世をそむき、 偽は 即 一本なり共都 ・是兵道の深要也。 いかんぞ出離を祈、 の道なりとも、 経日、 故に兵法に三妙四謀を相 南無帰命頂礼梵天帝釈 仏心の観法なきが故也。 別しては熊野の 娑婆即. 実の遁世に 去此不遠共い 都の事をした 出離の道を守 へつたへてた 時は、 法 寂 一旦もち 三十一 光浄土 妄 権現、 世に $\widehat{\Xi}$ 兵

> No. 32 〈翻刻〉 『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究 における 「略書誌」 0 〈刊記〉 について、 以下

を追記する。

東 田中庄兵衛」 は、 はじめ京都京極通 は、 京都寺町五条上ル町 松原上町のちに寺 \mathcal{O} 書肆。 町 五. 条橋詰 梅 村 弥 右衛 \mathcal{O} 癣 書

門

肆

本の当該丁の匡郭に、 仲秋吉旦開 行以降で版を継いでいると考えられる。 北 大学附属図書館狩野文庫蔵本の刊記には、 板 とあり、 継ぎ目が認められることから、 底本はその版の 求版後刷である。 慶安三庚寅 尾題 底

付記

特に翻刻部分については、 学戦略的個人研究費 下に取りまとめたものである Π 本研究は、 および自主ゼミによる輪読の成果に基づき、 JSPS 科研費 20K00317 および、二〇二一年度大妻女子大 (課題番号 S2109) 大妻女子大学の大学院科目 の助成を受けたものである。 小 井土の責任 「中世文学演

習

(受付日:二〇二三年三月二九日、 受理日:二〇二三年四月 匹 月

[査読無し] 資料

現職:大妻女子大学文学部日本文学科教授

小井土

守敏 (こいど もりとし)

筑波大学大学院博士課程文芸· 言語研究科単位取得退学。

専門は中世軍記文学。

主な著書:『曽我物語 流布本』(武蔵野書院)、

『流布本 保元物語

平治 新

(共著、

典社)、 物語』 属図書館蔵奈良絵本保元物語平治物語』 (共著、 『源平の時代を視る』(共著、 武蔵野書院)、『大妻文庫 曽我物語』上中下

思文閣出版)、『二松學舍大学附

(新典社)、『長門本平家物

語

「 匹

(共著、

勉誠出版)

他

[査読無し] 資料



A Reprint of "Heike-monogatari hyoban hiden shou" (2)

Moritoshi KOIDO¹, Yuka KUSUNOSE², and Akari OGAWA²

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,

Otsuma Women's University

² Graduate School of Studies in Human Culture, Master's Program for Studies in Language and Culture,

Otsuma Women's University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

Key words: Heike Monogatari, Note, Reprint